

社協のしおり

みんなでつくろう 笑顔あふれるやさしいまち

豊能町社会福祉協議会では、このような事業を実施しています。
お気軽にお問い合わせください。



地域福祉活動の推進

豊能町では、6 地区福祉委員会（吉川・ときわ台、東ときわ台、光風台、新光風台、希望ヶ丘、東能勢）が活動しています。
地域の高齢者、障がい者児、子育て中の親子などが地域で孤立することなく安心して生活できるように地域住民による支え合い、助け合いの町づくりを進めています。

見守り事業

おおむね 75 歳以上のひとり暮らし高齢者などで声かけや見守りが必要な方を訪問し、お弁当などを届けます。また、ひとり暮らし高齢者との交流や情報提供を目的に懇談を開催しています。

つながり事業

今までのつながりや、これからのつながりを深めるために各種事業を行います。
◆つながりプランター…プランターに野菜を植え、生育などについて地域で声をかけあいます。
◆ふれあいサロン…自治会館などに集まっていたき、音楽や体操などを一緒に行います。
◆ふれあいカフェ…出入り自由で、おしゃべりを楽しまします。香り高いコーヒーを出されるカフェもあります。
◆百歳体操…百歳まで健康でいるための体操で、手足に重りをつけてDVDに合わせて身体を動かします。

地区福祉委員会と協働で実施する主な事業を記載しています。

子育て支援事業

未就園児と保護者に集まっていたき色々なブースでゲームなどを楽しんでいただきます。また未就園児のおられるご家庭（希望者）を福祉委員と主任児童委員が個別に訪問しています。

障がい者支援事業

障がい者施設利用者のみなさんの作品展示やゲームなどで交流します。



社協会員会費

住民会員会費 年額一口 500 円
一般賛助会員会費（町外）年額一口 1,000 円
特別賛助会員会費（団体）年額一口 5,000 円
みなさまからご協力いただいた会費は地域での支え合いを広げるための財源です。会費の 50%は地域の地区福祉委員会活動に還元し、50%は社会福祉協議会の事業（車イス貸し出し、高齢者・障害者関連事業）に活用します。

共同募金

赤い羽根共同募金としてお寄せいただいた募金は、同じ都道府県内で子どもたち、高齢者、障がい者などを支援するさまざまな福祉活動や、災害時支援に役立てられます。

豊能町では、自治会や小中学校、事業所などに募金のご協力をお願いしています。

歳末たすけあい募金

豊能町内の神寺のみなさまに募金のご協力をお願いしています。

共同募金・歳末たすけあい事業

上記の募金は、高齢者のみの世帯や支援が必要な方へのそうじサービス、車イスや福祉車両の維持管理、認知症カフェの運営、生活困窮者支援に活用しています。

介護保険事業

介護保険法に基づく、ケアマネジャー（利用者の課題をまとめケアプランを作成）とホームヘルパー（利用者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介助である「身体介護」や調理・洗濯・掃除などの家事である「生活援助」を行う）業務を行います。

障がい福祉サービス事業

居宅でホームヘルパーによる身体介護や家事援助、通院等介助などを行います。



老人福祉センター（永寿荘・豊寿荘） 施設管理業務受託

生活福祉資金の貸付

自立支援策として低所得者、障がい者、高齢者世帯に対し資金の貸し付けと必要な相談支援を行う生活福祉資金貸付制度の窓口を行っています。

福祉資金

低所得者、障がい者又は高齢者の世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、経済的自立および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

教育支援資金

低所得者世帯を対象に、学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費を無利子でお貸しする貸付制度です。

総合支援資金

失業や減収により生計維持が困難になり、生活再建のための継続的な相談支援を必要とする世帯に対し、資金を貸し付けることで世帯の自立を支援する貸付制度です。

不動産担保型生活資金

住み慣れた我が家で老後を送れるように、所有しているお住まいの土地・建物を担保として生活資金をお貸しする貸付制度です。（土地評価額 1000 万円以上、65 歳以上、月 30 万円以内の貸付）

緊急小口資金

生活困窮世帯が緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、その必要な費用について少額の貸付を行い、生活困窮者自立支援事業などとの連携により、当面の課題の解決と世帯の自立の支援を図ることを目的とした貸付制度です。
（貸付額 10 万円以内）



社会福祉法人 豊能町社会福祉協議会

〒563-0103
大阪府豊能郡豊能町東ときわ台 1-2-6
豊能町立保健福祉センター内
TEL(072)738-5370 FAX(072)738-0524
HP <https://toyonosyakyo.jp>
Eメール tosya1@smile.odn.ne.jp

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法で位置づけられた住民主体の社会福祉法人です。地域住民のみなさんや関係機関・団体とともに、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめています。

発行：2025（令和 7）年 3 月